

2020年度から試験の実施方法が変わり受験しやすくなります!!

①第1次試験が基礎能力試験のみになります。

[2018年度実施]

基礎能力試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）

[2020年度から]

⇒基礎能力試験（多肢選択式）のみに変更になります!

②第2次試験 専門試験（記述式）の科目選択制限がなくなります。

[2018年度実施]

5領域13科目（15題）から任意で2題を選択し解答（科目選択制限）

- ・児童福祉論、高齢者福祉論の同時選択不可
- ・民法のみ2題又は刑法のみ2題の選択不可

[2020年度から]

⇒科目選択の制限がなくなったことにより
福祉系科目 / 法律系科目のみの対策で受験も可能に!

③人物試験回数が増えます。

[2018年度実施]

集団討論・個別面接（1回）

[2020年度から]

⇒集団討論・個別面接+個別面接が実施されます。

POINT

家庭裁判所調査官補を法律系科目のみで受験したい方に新たなコースを新設しました!!

これまで、法学部等で「家庭裁判所調査官補」を目指したい!という志望者の方たちも、心理・福祉系科目の対策をしなければなりませんでしたが、今回の試験変更により法律系科目だけで受験することができるようになりました!そこでLECでは法律系科目のみ対策できる「家庭裁判所調査官コース（法律学科目のみ選択）」を新設しました。詳細は次のページをご確認ください。